

ITCの個札販売要件が大幅に緩和 航空局・観光庁・旅行業界の足並みそろろう

地方空港を発着する包括旅行チャーター（ITC）について個札販売の要件

が大幅に緩和され、地方市場におけるチャーター需要拡大への期待が高まっています。今回の要件緩和をめぐって、国土交通省航空局と観光庁の担当者に行政としての考え方を聞くと同時に、民営化で注目される仙台空港の利用促進を図ってきた東北観光推進機構のトップに今後の見通しなどを語っていただきました。

地方創生や観光立国の推進に寄与

国土交通省は今年4月、航空局長通達「本邦を発着する国際チャーター便の運航について」の一部を改正しました。今回の改正では、成田・羽田・関西国際の首都圏と近畿圏の主要3空港を除く地方空港を発着するITCについて、個札販売の要件が大幅に緩和されています。



地方空港としては、先陣を切って民営化が実現する仙台空港。東北のゲートウェイ空港として、その役割が増すことになりそうです

具体的には、当事国の航空会社がITC便を運航する場合、これまでは運航区間が航空自由化の対象区間であるか否かで個札販売の割合が設定されていましたが、地方空港では今後は当該区間の自由化を条件とせず、相互主義の観点から問題がなければ、原則として個札販売の割合について制限が設けられないことになりました。

また、第三国の航空会社がITC便を運航する場合も、従来は当該第三国が航空自由化を実現していることを条件に、以遠権などの路線権益の制限内であれば、個札販売が認められていましたが、地方空港ではそうした条件や制限を撤廃し、相互主義上の問題がなければ、座席数の半数未満まで個札販売が認められることになってい

ます。

同省航空局航空ネットワーク部航空事業課の平岡成哲課長は、今回の個札販売の要件緩和について、「ITCが人的交流の促進や新たな定期便就航のための足がかりとなることなどを踏まえ、地方創生や観光立国のさらなる推進に資するため、通達の改正を行った」と説明。「地方空港発着のITC便における個札販売のルールを分かりやすくして、その使い勝手を良くすることで、チャーター需要の促進を図っていきたい」考えを明らかにしています。

各地発海外旅行のハードル下げる

観光庁観光産業課の西海重和課長は、今回の地方空港発着ITC便における個札販売の要件緩和について、「旅行会社による座席販売の柔軟性が増すことから、地方における座席販売が容易になるものと想定される」と指摘。「特に、チャーター便の運航が発着当事国の航空会社による場合、旅行会社は個札販売の割合に係る制限がなくなり、集客がより容易になることも期待される」という見方を明らかにしました。

また、西海課長は、地方空港発着では



民営化により新規路線の誘致やターミナルビルの商業施設運営などの面で新機軸も期待される仙台空港

ITC便が第三国の航空会社によって運航される場合でも、相互主義の観点から問題がなければ、当該国との航空自由化が実現されているかどうかに関わらず、半数未満の個札販売が可能となったことに着目。

「訪問先の選択の自由度が増すものと考えられ、双方向交流の発展という観点からも、地方発着の海外旅行のハードルが下がることは重要だ」という認識を示しています。

さらに、地方空港発着のチャーター便が増加すれば、訪日インバウンド市場においても、地方空港への座席供給量の拡大が実現されることから、西海課長は、「訪日外国人旅行者の旅の選択肢を広げるものとなり、これまでゴールデンルートに集中していた訪日需要を地方に分散させ、地方観光の活性化にもつながる」と期待を表明。「訪日旅行者の地方への誘客は、『明日の日本を支える観光ビジョン』にも位置付けられて

期待高まるチャーター市場の活性化



航空事業課の平岡成哲課長

おり、「地方イン地方アウト」を容易にする
地方空港発着 ITC 便の増加をもたらす
個札販売要件の緩和は、地方へのインバウン
ド需要拡大と観光振興による地方創生を
実現するための重要な施策だ」と強調して
います。

ITC 便での個札販売要件緩和の対象
となる地方空港の中では、7月に仙台空港
の民営化が予定されており、同空港の利用
促進にも取り組んでいる東北観光推進機
構の紺野純一専務理事は、「定期便が少な
い仙台空港で、ITC の要件緩和がチャー
ター市場の可能性を広げることになる」と
期待を表明しています。

紺野専務理事によると、東北観光推進
機構では、JATA 東北支部が海外旅行
者の拡大を目的とする「パスポート取得
キャンペーン」を実施するのに合わせて、今
年5月8日から11日までの4日間にわた

路線ネットワークの充実に可能性



観光産業課の西海重和課長

り、国際航空路線の拡充に向けた誘致活
動を台北市内で実施。この台北へのミッシヨ
ンには、JATA 東北支部や東北経済連合
会、東北六県商工会議所連合会などのメン
バーも参加しており、現地では複数の航空
会社を訪問して、東北と台湾との相互交流
拡大に向けた意見交換も行いました。

紺野専務理事は、「2015年度は
290本程度のチャーター便が運航され
ており、そのほとんどが台湾を目的地と
するものだったが、個札販売の要件緩和に
よって、観光目的とする団体旅行やパッケ
ージツアーだけでなく、業務目的の旅行者も
チャーター便を利用しやすくなることか
ら、市場の拡大や底上げももたらされる」
と指摘。従来からの大手航空会社による国
際定期路線に加えて LCC の就航誘致な
ども通じ、東北ブロックにおけるゲートウエ
イ空港として仙台空港の利用促進を図つて
きた立場から、「チャーター市場の拡大だけ
でなく、第三国の航空会社も含めてチャー
ターデステイネーションの多様化を図ること

ができれば、将来的な定期路線ネットワー
クの充実に資する展開にもつながる」と将
来を見据えています。

需要の創出や旅行商品の多様化を

JATA は従来から、ITC の規制緩
和を観光庁と航空局に要請し、旅行業界
と観光庁・航空局との連絡会などを通じ
て、強く働きかけを行ってきました。

すでに実現されてきているチャーター
規制の緩和に加えて、JATA としては、
ITC を利用して旅行商品を造成する旅
行会社が実際に販売しやすい環境を整え
る規制緩和を求めています。

JATA 海外旅行推進委員会の航空
空港問題検討部会で副部長を務める
KNTCT ホールディングス海外旅行部
の河野淳部長は、「2013年に認められた
『包括旅行用座席の卸し』に続き『個札販
売』の規制緩和も実現されたことで、地方
創生や観光立国の推進に寄与するだけで



東北観光推進機構の紺野純一専務理事

なく、地方市場での ITC 販売が容易にな
る」と語り、その意義を強調しています。

日本の航空行政では、あくまでも「定期
便優先」という基本政策が維持されてきて
おり、チャーター規制の緩和も抑制的に進
められてきました。今回の「個札販売の要
件緩和」でも、定期便に影響を及ぼさない
という配慮から、主に第三国航空会社に対
する従来からの諸制限が地方空港に限って
撤廃される形となっていますが、これは、第
三国航空会社によるチャーター便の実施に
伴う複雑で分かり難い規制の撤廃を求め
てきた JATA の要請が実現されたもの
です。

河野副部長は、チャーター便を利用す
る旅行者の利便性が向上、選択肢が拡大
すると同時に、航空会社にとっても定期便
化を視野に入れてその空港の市場性を確
認するのにメリットがある。また、旅行業界
にとっても販路の拡大や多様な旅行会社に
よるチャータービジネスの取り組み促進な
どをもたらす今回の「個札販売の要件緩和



航空・空港問題検討部会の河野淳副部長

期待高まるチャーター市場の活性化

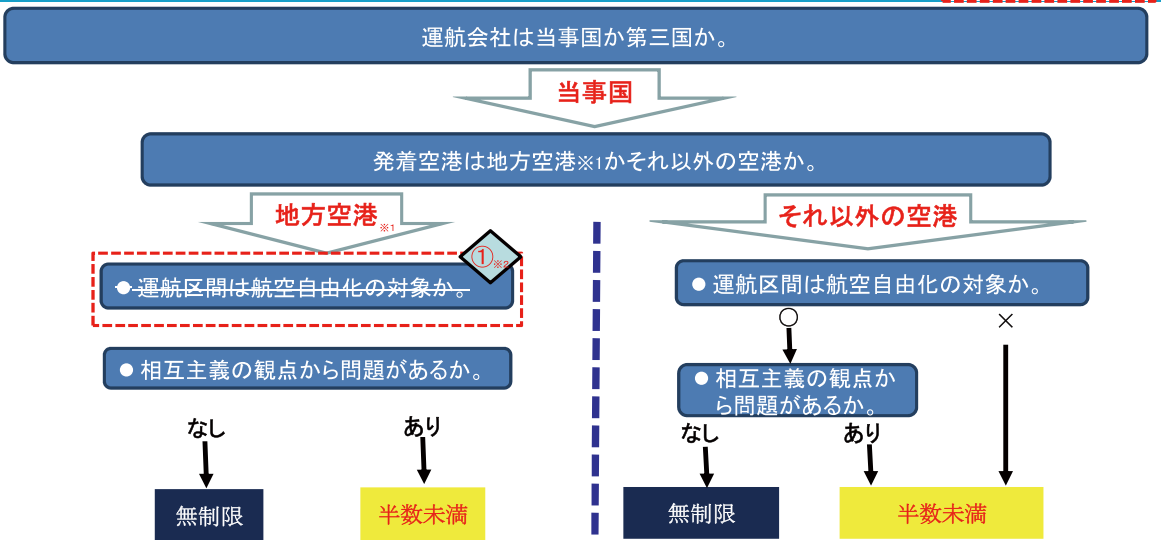
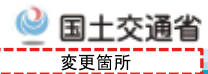


東北観光推進機構は JATA 東北支部や経済団体と連携して台北市で仙台への国際航空路線の拡充などを働きかけました(訪問先の中華航空での意見交換会)

和」について、「旅行業界としても、その意義を十分に受け止めながら、例えば冬場などに機材に余裕が生じる中央アジアの航空会社を有効活用したりリゾートなどへの第3国チャーターに取り組みやすくなるなどの新たな展開も含めて、地方市場におけるチャーター需要の掘り起こしやチャーター商品の拡充に取り組む機会として活用していかねばなりません」と訴えています。

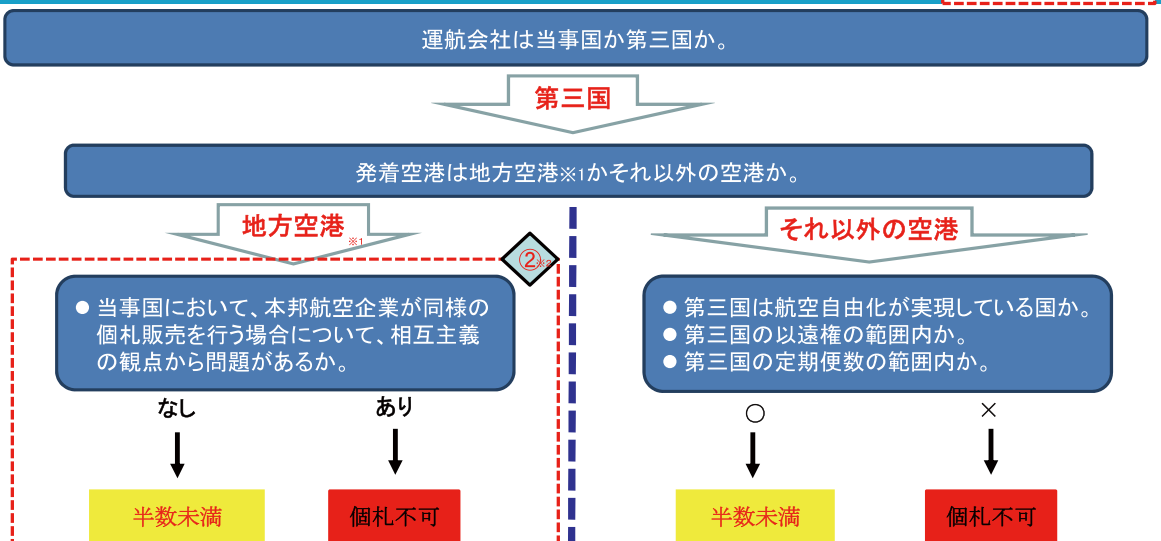
JATAとしては、観光庁・航空局との連絡会などを通じて今回の要件緩和が実現されたのに続き、今後もさらなる規制緩和を目指していく考えですが、航空事業課の平岡課長も、「双方方向交流の拡大を実現していくためにも、旅行業界と今後も協力して必要な施策を講じていきたい」と語っており、アウトバウンド需要の本格的な回復やインバウンド需要のさらなる増大に向けて、ITCの果たす役割はさらに重要性を増していくことになりそうです。

【改正後①】包括旅行チャーター便に係る個札販売の要件



※1 主要観光地が多く存在する首都圏、近畿圏の主要空港(羽田、成田、関空)を除いた空港を地方空港とする。
 ※2 ①、②は、別紙『本邦を発着する国際チャーター便の運航について』の包括旅行チャーター便に係る要件の改正についての①、②に対応

【改正後②】包括旅行チャーター便に係る個札販売の要件



※1 主要観光地が多く存在する首都圏、近畿圏の主要空港(羽田、成田、関空)を除いた空港を地方空港とする。
 ※2 ①、②は、別紙『本邦を発着する国際チャーター便の運航について』の包括旅行チャーター便に係る要件の改正についての①、②に対応